地域交通利用料助成申請書

令和 年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所 匝瑳市

(利用者) 氏名

電話

地域交通利用料の助成を受けたいので、匝瑳市地域交通利用料助成事業実施要綱第 5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

		μЦ						
大・昭	年	月	日 (歳)	2 性別	男・女		
私は、次の資	資格要件を	満たし	ます。	(該当するも	っのにレ点	を記入して		
ください。)								
□ (1) 75歳以上の者である。								
□(2) この申請書の提出日から令和 年3月31日までの間におい								
て効力を有する自動車(自動二輪車を含む。)及び原動機付自転車								
の運転免許証の交付を受けていない。								
□(3) 匝瑳市福祉タクシー利用助成事業実施要綱(平成18年匝瑳								
市告示第24号)に基づく助成を受けていない。								
□(4) 匝瑳市在宅高齢者等外出支援サービス事業実施要綱(平成1								
8年匝瑳市告示第83号)に基づく外出支援サービスを利用して								
いない。								
□ (5) 生活	保護法(日	昭和2	5 年法律	津第144号	号) 第6条	第1項に規		
定する被保護者でない。								
□ (6) 匝翔	差市の市税	及び国	民健康	保険税に未	納がない。			
	私は、次の資ください。) 〇(1) 7: 〇(2) この ての運転 匝瑳・ 〇(3) 市告 匝瑳・ 〇(4) 匝瑳・ いない。 〇(5) 生活 定する被係	私は、次の資格要件をください。) □(1) 75歳以上の □(2) この申請書の打て効力を有する自動の運転免許証の交付 □(3) 匝瑳市福祉ター市告示第24号)に □(4) 匝瑳市在宅高に8年匝瑳市告示第8 いない。 □(5) 生活保護法(日定する被保護者でな	大・昭 年 月 私は、次の資格要件を満たしください。) □(1) 75歳以上の者であ □(2) この申請書の提出日が て効力を有する自動車(自 の運転免許証の交付を受け □(3) 匝瑳市福祉タクシーが 市告示第24号)に基づく □(4) 匝瑳市在宅高齢者等が 8年匝瑳市告示第83号) いない。 □(5) 生活保護法(昭和2) 定する被保護者でない。	大・昭 年 月 日(私は、次の資格要件を満たします。 ください。) □(1) 75歳以上の者である。 □(2) この申請書の提出日から令利 て効力を有する自動車(自動二輪の運転免許証の交付を受けていな □(3) 匝瑳市福祉タクシー利用助り 市告示第24号)に基づく助成を □(4) 匝瑳市在宅高齢者等外出支援 8年匝瑳市告示第83号)に基づいない。 □(5) 生活保護法(昭和25年法律定する被保護者でない。	大・昭 年 月 日(歳) 私は、次の資格要件を満たします。(該当するもください。) □(1) 75歳以上の者である。 □(2) この申請書の提出日から令和 年3月3 て効力を有する自動車(自動二輪車を含む。)の運転免許証の交付を受けていない。 □(3) 匝瑳市福祉タクシー利用助成事業実施事 市告示第24号)に基づく助成を受けていない。 □(4) 匝瑳市在宅高齢者等外出支援サービス 8年匝瑳市告示第83号)に基づく外出支援いない。 □(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号 定する被保護者でない。	大・昭 年 月 日 (歳) 2性別 私は、次の資格要件を満たします。(該当するものにレ点ください。) □(1) 75歳以上の者である。 □(2) この申請書の提出日から令和 年3月31日までて効力を有する自動車(自動二輪車を含む。)及び原動の運転免許証の交付を受けていない。 □(3) 匝瑳市福祉タクシー利用助成事業実施要綱(平成市告示第24号)に基づく助成を受けていない。 □(4) 匝瑳市在宅高齢者等外出支援サービス事業実施要8年匝瑳市告示第83号)に基づく外出支援サービスいない。 □(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条定する被保護者でない。		

地域交通利用料の助成に係る関係情報の確認同意書

令和 年 月 日

匝瑳市長 あて

地域交通利用料の助成のため、上記3資格要件の項の情報について、匝瑳市の職員が確認することに同意します。

同意者 住所 匝瑳市

氏名

※以下の欄は、記入しないでください。

地域交通利用料助成の利用は(適当・不適当)と認める。									
交付番号		交付枚数	か月×3枚=	備考					